

株式交換に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2023 年 10 月 2 日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

株式会社福岡中央銀行

2023年10月2日

株式交換に関する事後開示事項

福岡市中央区大手門一丁目8番3号
株式会社 ふくおかフィナンシャルグループ
取締役社長 五島 久

福岡市中央区大名二丁目12番1号
株式会社 福岡中央銀行
取締役頭取 荒木 英二

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ(以下「ふくおかフィナンシャルグループ」といいます。)及び株式会社福岡中央銀行(以下「福岡中央銀行」といいます。ふくおかフィナンシャルグループと福岡中央銀行を併せ、以下「両社」といいます。)は、2023年3月14日付で両社の間で締結した株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、ふくおかフィナンシャルグループを株式交換完全親会社、福岡中央銀行を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関して、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)

2023年10月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過(本株式交換の差止請求)
該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)

福岡中央銀行は、会社法第785条第3項及び第4項の規定により、2023年9月8日付で、福岡中央銀行の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるふくおかフィナンシャルグループの商号及び住所を電子公告により公告しました。その結果、株主49名(第1回A種優先株式数計186,200株)より、会社法第785条第1項による株式の買取請求がなされました。買取価格については合意に至り

ました。

- (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過(新株予約権買取請求)
該当する事項はありません。
 - (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過(債権者の異議)
該当する事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 3 号)
- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過(株式交換の差止請求)
ふくおかフィナンシャルグループは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により本株式交換を行ったため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求)
ふくおかフィナンシャルグループは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により本株式交換を行ったため、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過(債権者の異議)
該当する事項はありません。
4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法施行規則第 190 条第 4 号)
- 本株式交換によりふくおかフィナンシャルグループに移転した福岡中央銀行の株式の数は、普通株式 2,334,142 株、第 1 回 A 種優先株式 83,800 株です。
5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)
- (1) ふくおかフィナンシャルグループは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したふくおかフィナンシャルグループの株主は 1 名であり、その有する株式の数は 1,100 株でした。当該株式数は、会社法施行規則第 197 条に規定する数を下

回ります。

- (2) 福岡中央銀行は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2023 年 6 月 29 日開催の定時株主総会及び普通株主による種類株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) 福岡中央銀行は、2023 年 9 月 25 日開催の取締役会の決議に基づき、本株式交換によりふくおかフィナンシャルグループが福岡中央銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)において福岡中央銀行が保有するすべての自己株式 186,960 株(普通株式 760 株、第 1 回 A 種優先株式 186,200 株)を、基準時をもって消却しました。
- (4) ふくおかフィナンシャルグループは、本株式交換に際して、基準時における福岡中央銀行の普通株式を保有する株主に対し、その所有する福岡中央銀行の普通株式 1 株につき、ふくおかフィナンシャルグループの普通株式 0.81 株の割合をもって割当交付しました。また、基準時における福岡中央銀行の第 1 回 A 種優先株式を保有する株主に対し、その所有する福岡中央銀行の第 1 回 A 種優先株式 1 株につき、ふくおかフィナンシャルグループの普通株式 2.71 株の割合をもって割当交付しました。なお、ふくおかフィナンシャルグループが割当交付した普通株式の合計は 2,117,753 株です。
- (5) 本株式交換により増加したふくおかフィナンシャルグループの資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。
 - ① 資本金の額 0 円
 - ② 資本準備金の額 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
 - ③ 利益準備金の額 0 円
- (6) 福岡中央銀行の普通株式は、2023 年 9 月 28 日付で、証券会員制法人福岡証券取引所において上場廃止となりました。

以上